

# 平成19年国内産米穀のカドミウム含有状況の調査結果

## 1 調査目的

我が国の主要農産物である米穀について、カドミウム含有状況を把握し、低減対策として産地が広く取り組んでいる水管理等の効果を確認することを目的としています。

## 2 調査方法

### (1) 調査対象

本調査では、平成19年に東北農政局管内で収穫された米穀を対象として、重点調査86点、一般調査152点、計238点の米穀のカドミウム分析を行いました。

重点調査は、過去の調査において0.4 ppm以上の濃度のカドミウムが検出された米穀の生産ほ場が所在する地域で生産される米穀を対象として実施しました。

また、一般調査は、重点調査で対象とした米穀以外の米穀であって、リスク管理上調査することが望ましい地域として、県等調査関係者と協議の上選定した地域で生産された米穀を対象として実施しました(別添参照)。

なお、本調査では県や市町村、JA等が独自に調査を実施している地域は対象としていません。

### (2) サンプルング方法

#### 1) 個袋出荷の米穀を調査対象とする場合

「食品、添加物の規格基準の一部改正について」(昭和45年10月23日付け環食第475号厚生省環境衛生局長通知)に従い試料を採取し、合計200gを分析用試料としました。

#### 2) ばら出荷の米穀を調査対象とする場合

フレコン(フレキシブルコンテナ)等の重量に応じた数の試料を採取し、合計1kgを分析用試料としました。

#### 3) ほ場における収穫段階の米穀を調査対象とする場合

ほ場の中心付近から1点、その周囲4方向に沿って各1点、計5点からそれぞれ2株ずつ採取・脱穀したもののなかから、合計200gを分析用試料としました。

### (3) 分析方法

#### 1) 分析方法

試料を乾式灰化し、硝酸で溶解したものを分析試料液として、誘導結合プラズマ発光分析法により測定しました。

#### 2) 定量限界及び検出限界

定量限界：0.04 mg/kg、検出限界：0.01 mg/kg

#### 3) 添加回収率

添加回収率は99～103%で、許容できる値でした。

最小値：99%(試験回数=3、添加濃度=0.04 mg/kg)

最大値：103%(試験回数=3、添加濃度=0.04 mg/kg)

### 3 調査結果

調査の結果、食品衛生法に基づく基準値（1.0 ppm未満）を超える濃度のカドミウム及び0.4 ppm以上1.0 ppm未満の濃度のカドミウムは検出されませんでした（表1参照。調査結果の詳細については表2参照）。

表1 平成19年国内産米穀のカドミウム調査結果概要

（単位：点）

	重点調査	一般調査	計
分析点数	86 (105)	152 (214)	238 (319)
うち1.0 ppm以上	0 (0)	0 (0)	0 (0)
0.4 ppm以上1.0 ppm未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)
0.4 ppm未満	86 (105)	152 (214)	238 (319)

注：（ ）内は18年産米調査結果である。

表2 平成19年産国内産米穀のカドミウム調査結果

#### （1）重点調査

（単位：点）

都道府県名	市町村名	分析点数	0.4 ppm以上 1.0 ppm未満 の検出点数	1.0 ppm以上 の検出点数
青森県	田子町	30	0	0
岩手県	西和賀町	20	0	0
宮城県	登米市	1	0	0
山形県	鶴岡市	11	0	0
	金山町	20	0	0
	米沢市	4	0	0
合計(4県)	6市町村	86	0	0

#### （2）一般調査

（単位：点）

都道府県名	分析点数	0.4 ppm以上 1.0 ppm未満の検出点数	検出市町村名	1.0 ppm以上 の検出点数
			（検出点数/分析点数）	
青森県	70	0		0
岩手県	78	0		0
宮城県	4	0		0
合計(3県)	152	0		0

注1：重点調査は4県、一般調査は3県において実施している。

注2：秋田県及び福島県は、独自に調査を実施している。

注3：調査結果は、県又は市町村内の特定の地域で生産された米穀を対象として行われた調査の結果を集計したものであり、当該県又は市町村で生産される米穀について代表するものではない。

#### （参考）

農林水産省が実施した過去の調査結果については、以下の農林水産省のホームページに掲載されています。

<http://www.maff.go.jp/cd>

(別添)

## 国内産米穀のカドミウム調査の概要

### 1 重点調査

- ・ 過去に実施された調査において、0.4 ppm以上のカドミウムが検出された米穀の生産ほ場の所在する地域で生産される米穀を対象。
- ・ ただし、3年間調査を実施し、その間に調査対象の米穀から0.4 ppm以上のカドミウムが検出されなかった場合等には、調査対象から除外。

### 2 一般調査

- ・ 1の重点調査で対象とする米穀以外の米穀であって、カドミウムに係るリスク管理の推進上、調査の実施が望ましい地域として、都道府県等調査関係者と協議の上選定した地域で生産された米穀を対象。具体的には、以下に掲げる場合に実施。
  - ア 過去に重点調査の対象とされた地域であって、直近3か年の重点調査において、いずれの年も米穀から0.4 ppm以上のカドミウムが検出されなかったほ場で生産される米穀を対象とする場合
  - イ 都道府県等が別に実施する土壌のカドミウム調査の対象地域において生産される米穀を対象として実施する場合
  - ウ 都道府県、市町村、農業団体等から要請のあった地域において生産される米穀を対象として実施する場合 等

なお、都道府県や市町村、JA等が独自に調査を実施している地域は対象としていない。